

(1) 佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱の制定について

これは、建設工事及び建設コンサルタント等の業務の入札において、いくつかの工種・業種で最低制限価格と同額での入札が多くなり、落札者又は落札候補者の決定までの入札時間が長くなっていることから、入札の効率化を推進するため、入札価格に応じて失格基準価格を定める制度（変動制）を導入しました。

ア 対象とする入札

設計金額（税込み）が50万円以上で、かつ、次の区分に応じ、当該各号に定める工種又は業種に該当するものです。

- (1) 建設工事・・・土木工事及び舗装工事
- (2) 建設コンサルタント等の業務・・・測量業務及び測量・設計業務

※前項の規定にかかわらず、佐久市総合評価落札方式実施要綱（平成20年佐久市告示第121号）に基づき実施する総合評価落札方式による入札においては、失格基準価格制度は適用しません。

イ 失格基準価格算出方法（別紙）

- ① 「佐久市建設工事（建設コンサルタント等業務）の失格基準価格の算定のフロー（イメージ図）」
- ② 「失格基準価格＜算出例＞工事編（委託編）」

【参考】佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱

ウ 周知方法

- ① 指名競争入札・・・入札通知書に記載
- ② 事後審査型一般競争入札・・・入札公告に記載

エ 落札者又は落札候補者

- ① 失格基準価格以上の価格であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者（落札候補者）とします。
- ② 失格基準価格未満の価格の入札を行った者（以下「失格者」という。）は、落札者又は落札候補者となりません。
- ③ 失格者は、当該入札に係る落札者（落札候補者）がいない場合における再度の入札（第2回目の入札）に参加できません。

オ 公表時期等

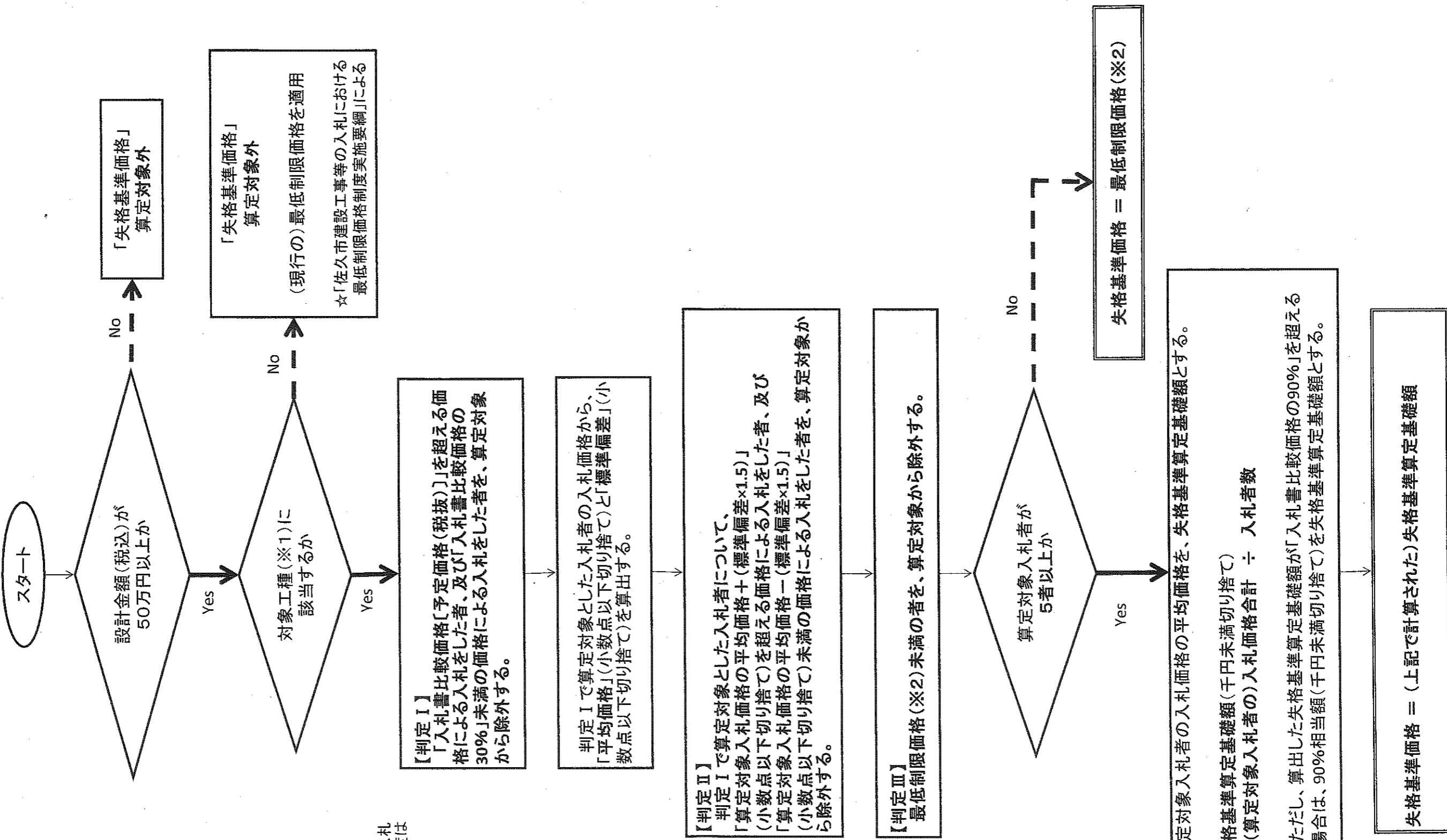
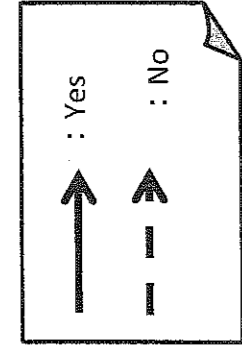
本要綱の制定に関連して「佐久市建設工事等入札・契約情報公表要綱」等の一部を改正し、失格基準価格の公表時期及び公表方法を次のとおりとします。

- ① 公表時期・・・落札者決定後遅滞なく。
- ② 公表方法・・・入札経過書（情報公表用）による。

カ 適用の時期

平成24年10月1日以後に開催する佐久市建設工事請負人等選定委員会又は部（局・支所）建設工事請負人等選定委員会において審議に付される案件から適用します。

【佐久市】建設工事の「失格基準価格」算定のフロー（イメージ図）



※1
土木工事
舗装工事

「総合評価落札方式」による入札
においては、失格基準価格制度は
適用しない。

※2
上限を入札書比較
価格の90%、下限を
70%とし、千円未満
を切り捨てとする。

算定対象入札者の入札価格の平均価格を、失格基準算定基礎額とする。
失格基準算定基礎額(千円未満切り捨て)
= (算定対象入札者の)入札価格合計 ÷ 入札者数

※ ただし、算出した失格基準算定基礎額が「入札書比較価格の90%」を超える
場合は、90%相当額(千円未満切り捨て)を失格基準算定基礎額とする。

失格基準価格 = (上記で計算された)失格基準算定基礎額

失格基準価格<算出例> 工事編

- 1 予定価格(入札書比較価格)が6,380,000円の工事を例に失格基準価格を算出します。

予定価格(入札書比較価格)	6,380,000
最低制限価格(端数整理後)	5,347,000 (1千円未満切り捨て) 【参考：端数整理前 5,347,845円】

以下のような10者の入札があった場合

No.	会社名	入札金額(税抜)
①	A社	534,700
②	B社	5,254,000
③	C社	5,346,000
④	D社	5,347,000
⑤	E社	5,348,000
⑥	F社	5,349,000
⑦	G社	5,351,000
⑧	H社	5,352,000
⑨	I社	5,500,000
⑩	J社	6,388,000

- 2 ⑩ J社の入札金額は、入札書比較価格を超えているため、算定対象から除外します。

- ① A社の入札金額は、入札書比較価格の30%(=1,914,000)を下回っているため、算定対象から除外します。

No.	会社名	入札金額(税抜)	備考
①	A社	534,700	入札書比較価格の30%を下回っているため算定対象から除外
②	B社	5,254,000	
③	C社	5,346,000	
④	D社	5,347,000	
⑤	E社	5,348,000	
⑥	F社	5,349,000	
⑦	G社	5,351,000	
⑧	H社	5,352,000	
⑨	I社	5,500,000	
⑩	J社	6,388,000	入札書比較価格を超えているため算定対象から除外

- 3 算定対象の平均値を次式により算出します。

計算式

$$\text{平均値} = \sum x / n$$

$\sum x$: 算定対象者の入札金額の合計

n : 算定対象者数

計算例

算定対象(②~⑨)の平均値を算出します。

$$\sum x = \text{算定対象者(8者)の入札価格合計} = 42,847,000$$

$$n = 8$$

$$\text{平均値} = \sum x / n = 42,847,000 / 8 = 5,355,875 \text{ (小数点以下切り捨て)}$$

- 4 算定対象の標準偏差を次式により算出します。

計算式

$$\text{標準偏差} = \sqrt{\frac{n \sum x^2 - (\sum x)^2}{n^2}}$$

n : 算定対象者対象者数

$\sum x^2$: 算定対象者の入札金額の2乗の合計

$(\sum x)^2$: 算定対象者の入札金額の合計の2乗

計算例

算定対象(②~⑨)の標準偏差を算出します。

$$n = 8$$

$$\sum x^2 = \text{算定対象者(8者)の入札価格を、それぞれ2乗したものの合計} = 229,514,651,000,000$$

$$(\sum x)^2 = \text{算定対象者(8者)の入札価格を、合計したものの2乗} = 1,835,865,409,000,000$$

$$\text{標準偏差} = \sqrt{\frac{n \sum x^2 - (\sum x)^2}{n^2}} = \sqrt{\frac{8 * 229,514,651,000,000 - 1,835,865,409,000,000}{(8)^2}} = 62,724 \text{ (小数点以下切り捨て)}$$

5 平均値 ± (標準偏差 × 1.5) (小数点以下切り捨て)の範囲外にある入札金額を算定対象から除外します。

計算例

$$\text{平均値} + (\text{標準偏差} \times 1.5) = 5,355,875 + (62,724 \times 1.5) = 5,449,961 \text{ (小数点以下切り捨て)}$$

$$\text{平均値} - (\text{標準偏差} \times 1.5) = 5,355,875 - (62,724 \times 1.5) = 5,261,789 \text{ (小数点以下切り捨て)}$$

② B社と⑨ I社の入札金額は、5,261,789円～5,449,961円の範囲外となるため、算定対象から除外します。

No.	会社名	入札金額(税抜)	備考
②	B社	5,254,000	平均値 ± (標準偏差 × 1.5)の範囲外のため算定対象から除外
③	C社	5,346,000	
④	D社	5,347,000	
⑤	E社	5,348,000	
⑥	F社	5,349,000	
⑦	G社	5,351,000	
⑧	H社	5,352,000	
⑨	I社	5,500,000	平均値 ± (標準偏差 × 1.5)の範囲外のため算定対象から除外

6 最低制限価格未満の者を除外します。

計算例

$$\text{最低制限価格(端数整理後)} = 5,347,000 \text{円}$$

③ C社の入札金額は、最低制限価格未満となるため、算定対象から除外します。

No.	会社名	入札金額(税抜)	備考
③	C社	5,346,000	最低制限価格未満のため算定対象から除外
④	D社	5,347,000	
⑤	E社	5,348,000	
⑥	F社	5,349,000	
⑦	G社	5,351,000	
⑧	H社	5,352,000	

7 算定対象の入札者(④～⑧)が5者以上であるため、次式により失格基準算定基礎額とします。

$$\begin{aligned} \text{失格基準算定基礎額} &= \frac{\text{算定対象者の入札価格合計}}{\text{算定対象者の数}} \\ &= \frac{26,747,000}{5} \\ &= 5,349,000 \text{ (1千円未満切り捨て)} \quad \text{【参考：端数整理前 5,349,400】} \end{aligned}$$

8 算出した失格基準算定基礎額が「入札書比較価格の90%」を超えていないため、「5,349,000円」を失格基準価格とします。

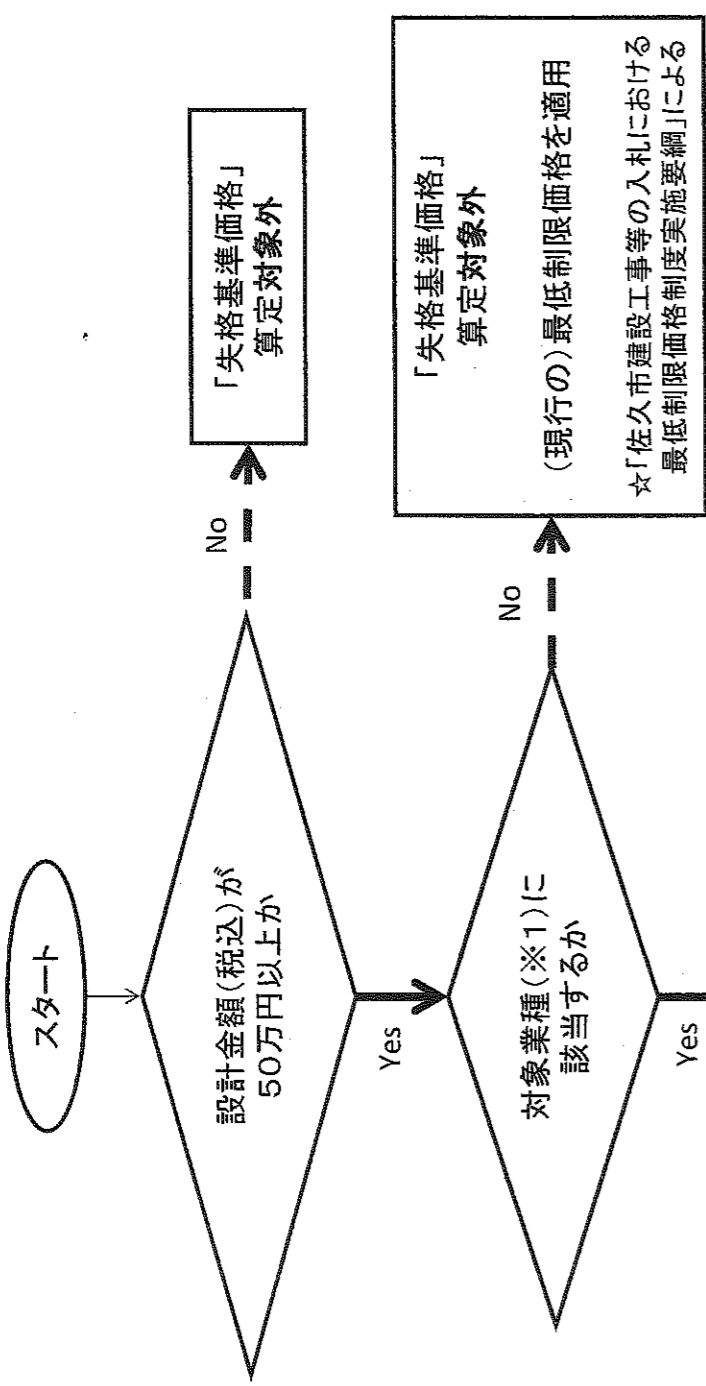
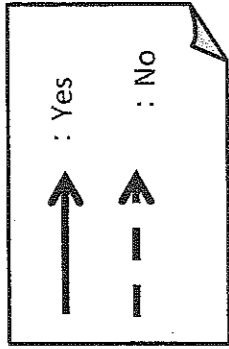
9 よって④ D社、⑤ E社は失格となり、5,349,000円で⑥ F社を落札(候補)者とします。

No.	会社名	入札金額(税抜)	備考
④	D社	5,347,000	失格
⑤	E社	5,348,000	失格
⑥	F社	5,349,000	落札(候補)者
⑦	G社	5,351,000	
⑧	H社	5,352,000	

補足

上記「標準偏差」等の値は、EXCEL関数にて計算する。(標準偏差 = STDEVP関数)

【佐久市】建設コンサルタント等業務の「失格基準価格」算定のフロー(イメージ図)



※1
 測量業務
 測量設計業務

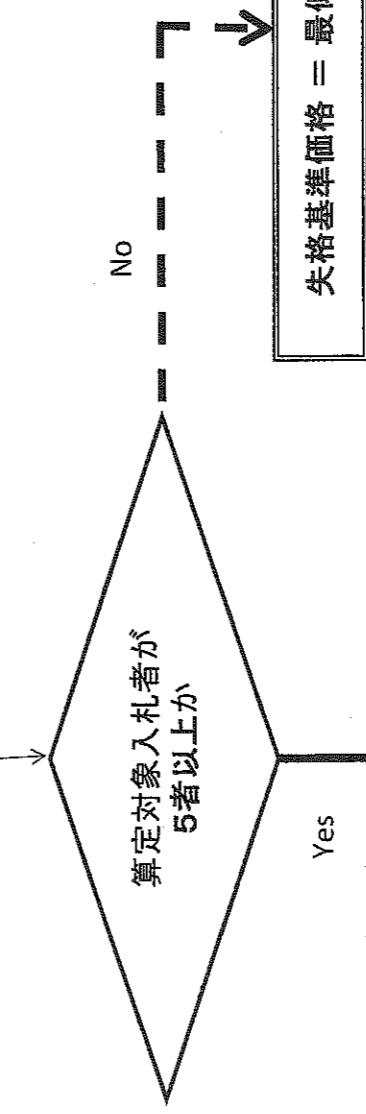
【判定Ⅰ】
 「入札書比較価格[予定価格(税抜)]」を超える価
 格による入札をした者、及び「入札書比較価格の
 30%」未満の価格による入札をした者を、算定対象
 から除外する。

判定Ⅰで算定対象とした入札者の入札価格から、
 「平均価格」(小数点以下切り捨て)と「標準偏差」(小
 数点以下切り捨て)を算出する。

【判定Ⅱ】
 判定Ⅰで算定対象とした入札者について、
 「算定対象入札価格の平均価格+(標準偏差×1.5)」
 (小数点以下切り捨て)を超える価格による入札をした者、及び
 「算定対象入札価格の平均価格-(標準偏差×1.5)」
 (小数点以下切り捨て)未満の価格による入札をした者を、算定対象か
 ら除外する。

※2
 上限を入札書比較
 価格の70%、下限を
 60%とし、千円未満
 を切り捨てとする。

【判定Ⅲ】
 最低制限価格(※2)未満の者を、算定対象から除外する。



算定対象入札者の入札価格の平均価格を、失格基準算定基礎額とする。
 失格基準算定基礎額(千円未満切り捨て)
 = (算定対象入札者の)入札価格合計 ÷ 入札者数
 ※ ただし、算出した失格基準算定基礎額が「入札書比較価格の70%」を超える
 場合は、70%相当額(千円未満切り捨て)を失格基準算定基礎額とする。

失格基準価格 = (上記で計算された)失格基準算定基礎額

失格基準価格<算出例> 委託編

1 予定価格(入札書比較価格)が2,360,000円の委託業務を例に失格基準価格を算出します。

予定価格(入札書比較価格)	2,360,000
最低制限価格(端数整理後)	1,473,000 (1千円未満切り捨て) 【参考：端数整理前 1,473,621円】

以下のような10者の入札があった場合

No.	会社名	入札金額(税抜)
①	A社	147,300
②	B社	1,460,000
③	C社	1,472,000
④	D社	1,473,000
⑤	E社	1,474,000
⑥	F社	1,475,000
⑦	G社	1,477,000
⑧	H社	1,478,000
⑨	I社	1,500,000
⑩	J社	2,366,000

2 ⑩ J社の入札金額は、入札書比較価格を超えているため、算定対象から除外します。

① A社の入札金額は、入札書比較価格の30%(=708,000)を下回っているため、算定対象から除外します。

No.	会社名	入札金額(税抜)	備考
①	A社	147,300	入札書比較価格の30%を下回っているため算定対象から除外
②	B社	1,460,000	
③	C社	1,472,000	
④	D社	1,473,000	
⑤	E社	1,474,000	
⑥	F社	1,475,000	
⑦	G社	1,477,000	
⑧	H社	1,478,000	
⑨	I社	1,500,000	
⑩	J社	2,366,000	入札書比較価格を超えているため算定対象から除外

3 算定対象の平均値を次式により算出します。

計算式

$$\text{平均値} = \sum x / n$$

$$\sum x : \text{算定対象者の入札金額の合計}$$

$$n : \text{算定対象者数}$$

計算例

算定対象(②~⑨)の平均値を算出します。

$$\sum x = \text{算定対象者(8者)の入札価格合計} = 11,809,000$$

$$n = 8$$

$$\text{平均値} = \sum x / n = 11,809,000 / 8 = 1,476,125 \text{ (小数点以下切り捨て)}$$

4 算定対象の標準偏差を次式により算出します。

計算式

$$\text{標準偏差} = \sqrt{\frac{n \sum x^2 - (\sum x)^2}{n^2}}$$

$$n : \text{算定対象者数}$$

$$\sum x^2 : \text{算定対象者の入札金額の2乗の合計}$$

$$(\sum x)^2 : \text{算定対象者の入札金額の合計の2乗}$$

計算例

算定対象(②~⑨)の標準偏差を算出します。

$$n = 8$$

$$\sum x^2 = \text{算定対象者(8者)の入札価格を、それぞれ2乗したものの合計} = 17,432,427,000,000$$

$$(\sum x)^2 = \text{算定対象者(8者)の入札価格を、合計したものの2乗} = 139,452,481,000,000$$

$$\text{標準偏差} = \sqrt{\frac{n \sum x^2 - (\sum x)^2}{n^2}} = \sqrt{\frac{8 * 17,432,427,000,000 - 139,452,481,000,000}{(8)^2}} = 10,409 \text{ (小数点以下切り捨て)}$$

5 平均値 ± (標準偏差 × 1.5) (小数点以下切り捨て)の範囲外にある入札金額を算定対象から除外します。

計算例

$$\text{平均値} + (\text{標準偏差} \times 1.5) = 1,476,125 + (10,409 \times 1.5) = 1,491,738 \text{ (小数点以下切り捨て)}$$

$$\text{平均値} - (\text{標準偏差} \times 1.5) = 1,476,125 - (10,409 \times 1.5) = 1,460,511 \text{ (小数点以下切り捨て)}$$

② B社と⑨ I社の入札金額は、1,460,511円～1,491,738円の範囲外となるため、算定対象から除外します。

No.	会社名	入札金額(税抜)	備考
②	B社	1,460,000	平均値 ± (標準偏差 × 1.5) の範囲外のため算定対象から除外
③	C社	1,472,000	
④	D社	1,473,000	
⑤	E社	1,474,000	
⑥	F社	1,475,000	
⑦	G社	1,477,000	
⑧	H社	1,478,000	
⑨	I社	1,500,000	平均値 ± (標準偏差 × 1.5) の範囲外のため算定対象から除外

6 最低制限価格未達の者を除外します。

計算例

$$\text{最低制限価格(端数整理後)} = 1,473,000\text{円}$$

③ C社の入札金額は、最低制限価格未達となるため、算定対象から除外します。

No.	会社名	入札金額(税抜)	備考
③	C社	1,472,000	最低制限価格未達のため算定対象から除外
④	D社	1,473,000	
⑤	E社	1,474,000	
⑥	F社	1,475,000	
⑦	G社	1,477,000	
⑧	H社	1,478,000	

7 算定対象の入札者(④～⑧)が5者以上であるため、次式により失格基準算定基礎額とします。

$$\begin{aligned} \text{失格基準算定基礎額} &= \frac{\text{算定対象者の入札価格合計}}{\text{算定対象者の数}} \\ &= \frac{7,377,000}{5} \\ &= 1,475,000 \text{ (1千円未満切り捨て)} \quad \text{【参考：端数整理前 1,475,400】} \end{aligned}$$

8 算出した失格基準算定基礎額が「入札書比較価格の70%」を超えていないため、「1,475,000円」を失格基準価格とします。

9 よって④ D社、⑤ E社は失格となり、1,475,000円で⑥ F社を落札(候補)者とします。

No.	会社名	入札金額(税抜)	備考
④	D社	1,473,000	失格
⑤	E社	1,474,000	失格
⑥	F社	1,475,000	落札(候補)者
⑦	G社	1,477,000	
⑧	H社	1,478,000	

補足

上記「標準偏差」等の値は、EXCEL関数にて計算する。(標準偏差 = STDEVP関数)

佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務（以下「建設工事等」という。）の競争入札に失格基準価格を設けること（以下「失格基準価格制度」という。）について、佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱（平成21年佐久市告示第97号。以下「最低制限価格制度実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 失格基準価格 入札において、その価格未満の価格を提示した入札者は失格となる価格をいう。
- (2) 標準偏差 入札者の入札価格の散らばり具合を表す数値（小数点以下は、切り捨てるものとする。）をいう。

(対象工事等)

第3条 失格基準価格制度の適用対象とする建設工事等は、設計金額が50万円以上で、かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める工種又は業種に該当するものとする。

- (1) 建設工事 土木工事及び舗装工事
- (2) 建設コンサルタント等の業務 測量業務及び測量・設計業務

2 前項の規定にかかわらず、佐久市総合評価落札方式実施要綱（平成20年佐久市告示第121号）に基づき実施する総合評価落札方式による入札においては、失格基準価格制度は適用しない。

(建設工事の失格基準価格算出方法等)

第4条 前条第1項第1号に規定する建設工事の入札における失格基準価格は、次項及び第3項に定める方法により算出するものとする。

2 失格基準価格の算出においては、次に掲げる入札者の入札価格を算定対象から除外するものとする。

- (1) 入札書比較価格を超える価格により入札した入札者
- (2) 入札書比較価格に100分の30を乗じて得た額（小数点以下は、切り捨てるものとする。）未満の価格により入札した入札者
- (3) 前2号に規定する入札者を除く全ての入札者の入札価格に基づき平均

価格（小数点以下は、切り捨てるものとする。）及び標準偏差を算出し、当該平均価格に当該標準偏差に100分の150を乗じて得た数を加えて得た額（小数点以下は、切り捨てるものとする。）を超える価格で入札した入札者及び当該平均価格から当該標準偏差に100分の150を乗じて得た数を減じて得た額（小数点以下は、切り捨てるものとする。）未満の価格により入札した入札者

- (4) 最低制限価格（最低制限価格制度実施要綱第4条第1項第1号の規定により算出される額（その額に千円未満の端数があるときは、同条の表の規定にかかわらず、千円未満の額を切り捨てた額とする。）をいう。次項において同じ。）未満の価格により入札した入札者

3 失格基準価格は、次の各号に定める場合に依り、当該各号に定める価格とする。

- (1) 前項各号に規定する入札者を除く入札者（以下「算定対象入札者」という。）が5者未満の場合（2回までの入札で落札者又は落札候補者が不在の場合で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最終回の最低額の入札者が随意契約により見積書による入札をする場合を含む。） 最低制限価格

- (2) 算定対象入札者が5者以上の場合 次のア又はイに掲げる価格の区分に従い当該ア又はイに掲げる価格

ア 算定対象入札者の入札価格の平均価格（千円未満は、切り捨てるものとする。以下「失格基準算定基礎額」という。）が入札書比較価格に100分の90を乗じて得た額（千円未満は、切り捨てるものとする。以下同じ。）未満の場合 当該失格基準算定基礎額

イ 失格基準算定基礎額が入札書比較価格に100分の90を乗じて得た額以上の場合 入札書比較価格に100分の90を乗じて得た額

4 失格基準価格は、佐久市財務規則（平成17年佐久市規則第39号。以下「規則」という。）に定める入札経過書に記載するものとする。

（建設コンサルタント等の業務の失格基準価格算出方法等）

第5条 前条の規定は、第3条第1項第2号に規定する建設コンサルタント等の業務の入札における失格基準価格の算出について準用する。この場合において、第4条第1項中「前条第1項第1号に規定する建設工事」とあるのは「前条第1項第2号に規定する建設コンサルタント等の業務」と、「最低制限価格制度実施要綱第4条第1項第1号」とあるのは「最低制限

価格制度実施要綱第4条第1項第2号」と、「100分の90」とあるのは「100分の70」と読み替えるものとする。

(失格基準価格設定の周知)

第6条 市長は、この要綱の円滑な運用を図るため、失格基準価格を設定した建設工事等の競争入札について、規則第105条の規定による入札の公告及び第116条第2項の規定による指名競争入札通知の際、失格基準価格が設定されている旨を記載するものとし、入札執行者は、当該入札の執行に当たり、次に掲げる事項について説明を行うものとする。

- (1) 失格基準価格未満の価格の入札を行った者（以下「失格者」という。）は、落札者（事後審査型一般競争入札の場合は、第1順位の落札候補者をいう。以下同じ。）とならないこと。
- (2) 失格者は、当該入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加できないこと。

(失格者への告知及び落札者の決定)

第7条 入札執行者は、失格者があったときは、当該失格者に対し落札者となしない旨を告げるものとし、失格基準価格以上の価格であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者として決定するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成24年10月1日以後に開催する佐久市建設工事請負人等選定委員会又は部（局・支所）建設工事請負人等選定委員会において審議に付される案件について適用する。

(佐久市建設工事等入札・契約情報公表要綱の一部改正)

- 2 佐久市建設工事等入札・契約情報公表要綱（平成17年佐久市告示第111号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号ア中（コ）を（サ）とし、（ケ）を（コ）とし、（ク）を（ケ）とし、（キ）を（ク）とし、同号ア（カ）中「オ」を「カ」に改め、同号ア中（カ）を（キ）とし、（オ）を（カ）とし、（エ）の次に次のように加える。

(オ) 失格基準価格

第3条第2号イ中（シ）を（ス）とし、（サ）を（シ）とし、（コ）を（サ）

とし、(ケ)を(コ)とし、(ク)を(ケ)とし、同号イ(キ)中「カ」を「キ」に改め、同号イ中(キ)を(ク)とし、(カ)を(キ)とし、(オ)の次に次のように加える。

(カ) 失格基準価格

第3条第2号ウ中(コ)を(サ)とし、(ケ)を(コ)とし、(ク)を(ケ)とし、(キ)を(ク)とし、(カ)を(キ)とし、(オ)の次に次のように加える。

(カ) 失格基準価格

第4条第2号ア(イ)中「キ」を「ク」に改め、同号ア(ウ)中「ク」を「ケ」に、「コ」を「サ」に改め、同号イ(ウ)中「ケ」を「コ」に改め、同号イ(エ)中「コ」を「サ」に、「シ」を「ス」に改め、同号ウ(イ)中「キ」を「ク」に改め、同号ウ(ウ)中「ク」を「ケ」に、「コ」を「サ」に改める。

第6条第1項第3号中「オ」を「カ」に、「カ」を「キ」に改め、同項第4号中「カ」を「キ」に、「キ」を「ク」に改め、同項第6号中「及び最低制限価格」を「、最低制限価格及び失格基準価格」に改める。